

指定管理者標準協定書

平成17年3月24日

株式会社 三菱総合研究所
パブリックビジネス研究会

はじめに

本指定管理者標準協定書（以下「本書」という。）は、指定管理者制度に関して、地方公共団体と指定管理者との間であるべき役割分担及び権利義務関係の一つの形を示すことにより、適正かつ円滑な公の施設の管理に資することを目的として作成されたものである。

本書は、文字通り、指定管理者に係る協定書の「標準」たるべき姿を目指して作成されたものである。もちろん、協定書の内容は個々の案件の内容や当事者の考え方によって異なるものであり、その意味で本書の内容が直接に適用できる範囲は限られている。しかし、指定管理者協定書の基本的な考え方、規定すべき事項、官民間の役割（リスク）分担については、本書において標準たるべきものを示すことができたと考えている。

本書の考え方や規定内容が、指定管理者導入の実務において参考とされ、個々の案件の成功はもちろんのこと、我が国の官民パートナーシップの広がりに貢献することができれば幸甚である。

平成 17 年 3 月 24 日

株式会社 三菱総合研究所

パブリックビジネス研究会

指定管理者標準協定書について

本書の構成について

指定管理者の協定書は、指定期間全体に協定を1種のみ締結する場合と、基本的な協定（本書では「基本協定」と称している。）を締結し、それとは別に年度毎に個別の協定（本書では「年度協定」と称している。）を締結する場合とがある。本書では、指定管理者導入実務の現状等を踏まえ、後者の考えを採用している。

本書の更新等について

本書は、これまでの指定管理者導入事例やその他民活事業の経験等を踏まえて作成されたものであるが、周知のように指定管理者制度は導入されて日が浅く、諸々の課題について議論がなされているところである。従って、本書の内容等については今後も適宜更新等してゆくことを想定している。本書をご覧いただいた方々からも、忌憚なくご意見等を頂戴できれば幸いである。

著作権の扱いについて

本書は、(株)三菱総合研究所 パブリックビジネス研究会にて作成したものであるが、特定の案件のための用途（事業計画の検討、指定管理者の募集、協定書の作成等）においては、地方公共団体であるか民間企業等であるかを問わず、無償で自由に使用（一部使用、複製、複写、改変及び翻案を含む。）することができる。

電子ファイルの入手について

本書については、(株)三菱総合研究所 パブリックビジネス研究会のホームページで、電子ファイル（Microsoft MS-Word形式）を入手することができる。ホームページアドレスは、下記を参照のこと。

免責事項

(株)三菱総合研究所は、本書を十分な注意を持って作成したものであるが、万が一、本書により損害や損失が生じた場合でも、その責任を一切負うものではない。

問合せ先

本件に関する問い合わせ先は、以下のとおりである。

株式会社 三菱総合研究所

〒100 - 8141 東京都千代田区大手町二丁目3番6号

地域経営研究センター 担当：佐々木（仁）・西松・小野

電話 : 03-3277-0784

ファクシミリ：03-3277-3463

メール : p-business-jimu@mri.co.jp

パブリックビジネス研究会ホームページ：http://www.p-business-net.com/

< 基本協定書 >

目 次

第1章 総 則	- 104
第1条 (本協定の目的)	- 104
第2条 (指定管理者の指定の意義)	- 104
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	- 104
第4条 (信義誠実の原則)	- 104
第5条 (用語の定義)	- 104
第6条 (管理物件)	- 104
第7条 (指定期間)	- 104
第2章 本業務の範囲と実施条件	- 105
第8条 (本業務の範囲)	- 105
第9条 (甲が行う業務の範囲)	- 105
第10条 (業務実施条件)	- 105
第11条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	- 105
第3章 本業務の実施	- 105
第12条 (本業務の実施)	- 105
第13条 (開業準備)	- 106
第14条 (第三者による実施)	- 106
第15条 (管理施設の改修等)	- 106
第16条 (緊急時の対応)	- 106
第17条 (情報管理)	- 106
第4章 備品等の扱い	- 107
第18条 (甲による備品等の貸与)	- 107
第19条 (乙による備品等の購入等)	- 107
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	- 107
第20条 (業務計画書)	- 107
第21条 (業務報告書)	- 107
第22条 (業務実施状況の確認と改善勧告)	- 108
第6章 指定管理料及び利用料金 ²	- 108
第23条 (指定管理料の支払い)	- 108
第24条 (指定管理料の変更)	- 108
第25条 (利用料金収入の取扱い)	- 108
第26条 (利用料金の決定)	- 108
第7章 損害賠償及び不可抗力	- 109
第27条 (損害賠償等)	- 109

第28条	(第三者への賠償)	- 109
第29条	(保険)	- 109
第30条	(不可抗力発生時の対応)	- 109
第31条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	- 109
第32条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	- 110
第 8 章	指定期間の満了.....	- 110
第33条	(業務の引継ぎ等)	- 110
第34条	(原状復帰義務)	- 110
第35条	(備品等の扱い)	- 110
第 9 章	指定期間満了以前の指定の取り消し.....	- 110
第36条	(甲による指定の取り消し)	- 110
第37条	(乙による指定の取り消しの申出)	- 111
第38条	(不可抗力による指定の取り消し)	- 111
第39条	(指定期間終了時の取扱い)	- 111
第 10 章	その他.....	- 112
第40条	(権利・義務の譲渡の禁止)	- 112
第41条	(連絡調整会議等の設置)	- 112
第42条	(本業務の範囲外の業務)	- 112
第43条	(請求、通知等の様式その他)	- 112
第44条	(協定の変更)	- 112
第45条	(解 釈)	- 112
第46条	(疑義についての協議)	- 112
別紙 1	用語の定義.....	- 114
別紙 2	管理物件.....	- 115

施設の管理に関する基本協定書

市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり、施設の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者¹たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、持って地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第7条 施設の管理に関する条例（平成 年 市条例第 号）（以下「条例」という。）

第 条に規定する指定期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 条例第 条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

<例示>

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

<例示>

- (1) 不払い利用料の徴収業務
- (2) 施設の目的外使用許可
- (3) 管理施設の修繕業務(詳細については第15条第1項を参照のこと)

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、年度協定、条例、及び関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 管理施設の修繕、改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理施設の改修については、1件につき 万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき 万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第17条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び個人情報条例(平成 年 市条例第 号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、別紙2に示す備品等(以下「備品等(I種)」という。)を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等(I種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品等(I種)を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、別紙2に定める備品等(以下「備品等(II種)」という。)を、自己の費用により購入または調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等(II種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(III種)」という。)

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(業務計画書)

第20条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第21条 乙は、毎年度(又は月)終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

<例示>

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第36条乃至第38条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の

指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第22条 甲は、業務報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金²

(指定管理料の支払い)

第23条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 乙は、毎月末日の 日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第24条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第25条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第26条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第27条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認められたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第28条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

< 例示 >

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

< 例示 >

(1) 施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第34条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品(I種)及び備品(II種)については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 備品(III種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第36条 甲は、条例第 条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

< 例示 >

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

< 例示 >

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第37条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

< 例示 >

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
- (4) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第38条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第33条乃至第35条の規定は、第36条乃至第38条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(連絡調整会議等の設置)

第41条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については甲と乙の協議により決定するものとする。

2 甲と乙は協議の上、前項の連絡調整会議等に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第43条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第44条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第45条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことを持って、甲が乙の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第46条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地

名 称 市

代表者

印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

印

【基本協定書に注釈】

- 1：指定管理者は、必ずしも利益の創出を基本とする民間事業者とは限らないが、本書ではそのように想定して記述した。
- 2：指定管理料及び利用料金の取扱いについては、個々の案件によって大きく異なるため、本協定書では詳細な記述を避け、必要最小限の記述にとどめた。

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「提案書」とは、施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した業務提案書のことをいう。
- (6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (9) 「募集要項」とは、指定管理者募集要項のことをいう。
- (10) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (11) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設 (詳細については、財産台帳を参照のこと。)

- ・ 施設
- ・ 施設
- ・ 敷地内の外構及び植栽
- ・ その他施設

(2) 管理物品 (詳細については、備品台帳を参照のこと。)

1) 備品等 (I種)

種類	数量	備考

2) 備品等 (II種)

種類	数量	備考

添付資料（仕様書）

[地方公共団体が作成した業務仕様書を添付する]

